

外貨普通預金規定集 (非居住者円普通預金を含む)



外貨普通預金規定

1.(取扱の範囲)

この預金口座に預け入れることができる通貨は指定した1通貨とします。

2.(預金の受入)

- (1) この預金に受入れできるものは次のとおりです。
預金および外国通貨
当行を支払場所とする円貨建および外貨建手形・小切手(以下「証券類」といいます)
為替による振込金(外国からの振込を含み、他店券による振込を除く)
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3.(受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当行でその日のうちに決済を確認したうえで支払資金とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は当行で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。

4.(預金の払い戻し)

この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑(または署名鑑)により記名押印または署名のうえ、通帳が交付されている場合は、通帳とともに当行に提出してください。

5.(換算相場)

円を対価とする外貨の買入れまたは売却は、当行所定の換算相場によります。

6.(利息)

この預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に当行所定の利率、付利単位および計算方法によって計算のうえ、この預金に組み入れます。

7.(取引明細書)

- (1) このお取引において通帳を発行しない場合、当行の定めるところによりその事実を証するため「お取引明細書」を発行するものとします(ただし、取引残高がない場合は発行いたしません)。
- (2) 前項の「お取引明細書」上における同日内のこの取引の記載順序は当行の定めるとおりとします。

8.(手数料)

預金残高の振替等に伴う手数料については、当行所定の利率により申し受けます。

9.(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

10.(届け出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払い戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

11.(印鑑照合等)

- (1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影(または署名)を届け出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いの場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。

12.(譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

13.(反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第15条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14.(取引等の制限)

- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する可能性があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は払戻等の預金取引の一部を制限する可能性があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限できるものとします。
不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与または経済制裁への抵触のおそれが高いと判断した個別の取引
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

15.(解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行に申出てください。
- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
法令で定める本人確認等における確認事項、および第

14 条に定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りであることが明らかになった場合

この預金の預金者が第 12 条に違反した場合

この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、または、そのおそれがあると認められる場合

この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

第 14 条に定める取引の制限等に係る事象が 1 年以上に渡って解消されない場合

第 1 号から第 6 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な要求を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様に行うものとします。

(5) 前 2 項より、この預金口座が解約され残高がある場合、またこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

16.(保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額につい

て期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印(または署名)し、通帳が交付されている場合には、この通帳とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前「 」の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

前「 」による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については相殺時当日の当行所定の相場を適用するものとします。

(5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

17.(管理法規の準拠)

この預金は、上記規定のほか、外国為替関連法規の定めに従って取り扱います。

18.(規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補てんならびに本人確認の取扱に関する特約

1.(特約の適用範囲等)

(1) この特約は個人のお客さまの預金取引に適用されます。

(2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。

盗難された通帳、証書(以下、「通帳等」といいます。)を用いて不正な払戻し(解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。)が行われた場合における取扱
本人確認(預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。)に関する取扱

(3) この特約は、各種預金規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2.(盗難された通帳等による不正な預金払戻し等)

(1) 盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行

に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
- B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
- C 本人が被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項についての偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して通帳が盗難にあった場合

- (5) 当行が当該預金について本人に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。
- (6) 当行は、不正な払戻しを受けた者その他の第三者から本人が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正払戻しにより被った被害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻し請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他第三者に対して本人が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3.(預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

情報端末による金融商品契約の申込等に関する特約条項

この特約は、当行の定める情報端末を利用して金融商品契約の申込手続を行う場合に、お客さまから申出があり、かつ、当行がこれを承諾したときに、主たる約款・規定に付加して適用します。この場合、お客さまは、申込書への記載にかえて、情報端末に表示された申込画面に必要な事項を入力、または確認し、電子サインを行うことにより申込をすることができるものとします。

なお、その際、印鑑の徴求は行いません。

この場合は「外貨普通預金（非居住者円普通預金を含む）規定集」の規定中の「申込書」は「情報端末の申込画面」、「署名」「記名押印」は「電子サイン」とそれぞれ読替えるものとし、その他電子サインにより、署名、押印を省略することと矛盾する約款・規定は適用されないものとします。

また、お客さまから電子サインをいただいたのお取り扱いの場合、その他一切の事情から生じた損害については、当行はその責任を負いません。

非居住者円普通預金については、情報端末による申込はできません。

以上